

## 「加入・履行証明書」発行に関するQ&A

Q1	基準1.「共済手帳更新について」イ：年間就労日数の少ない方について 会社に手帳はあるものの、現在は建退共の対象ではない方について、退職時に請求するために更新をストップして会社で手帳を保管している場合があります。この場合は、この手帳は「決算期現在の被共済者数」に含めるのでしょうか。
A1	建退共制度対象者でないことを確認できる書類を提出していただき、現在は建退共制度対象外であることが確認できれば、決算期現在の被共済者数に含めないこととすることができます。 ※提出書類については、例えば、役員報酬を得る役員になった場合は事業所の全部事項証明書、議事録、また、事務専用職員になった場合は雇用契約書等が想定されます。

Q2	「季節労働者、高齢、病弱」ではないものの、常態の雇用形態として年間就労日数が少ない被共済者はイに含めてもよろしいでしょうか。
A2	問題ありません。

Q3	共済証紙を途中まで貼付した手帳を持参して転職してきた被共済者について上記の場合は、アとイどちらに該当しますか？
A3	アに該当します。

Q4	未満了更新の場合 未満了で更新をした場合、更新の数にはカウントされますが、拠出額も一人あたり「53,760円」の基準が適用されるのでしょうか。 電子申請方式を採用しておらず、正当な理由があつて証紙貼付満了にならずに未満了更新を行った場合では、イの基準を適用してもよろしいのでしょうか。
A4	未満了で共済手帳更新をしても、退職給付等拠出額の金額については変わらず「53,760円」で計算していただくこととなります。 「正当な理由があつて証紙貼付満了にならずに…」については、理由によってはイの基準により出勤簿等に対応することも可能となります。

Q5	出勤簿の提出について 発行基準1アの「加入後1年未満」の方は、出勤簿の提出は必要ですか。
A5	不要です。出勤簿が必要なケースは、イに該当する場合、また、証紙貼付方式と電子申請方式を併用している場合は証紙貼付部分について、出勤簿による確認が必要となります。

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む）について  
前提：本様式は、共済証紙受払簿に記載された内容との照合及び下請からの共済証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付しているかを確認するためにご提出いただくこととしております。

Q6-1	公共工事のものでよいでしょうか。
A6-1	基本的には公共工事となります。 ただし、民間工事において、共済証紙代金を元請が負担し、下請に対し証紙を現物交付している場合で、かつ、「決算期間内において最も請負金額の大きい工事」であれば、当該

民間工事についてご提出ください。

Q6-2	「決算期間内において最も請負金額の大きい工事のもの」とありますが、月毎に提出されるものの中で一番大きな金額のもの1枚でよいでしょうか、それともその工事期間中のもの全て必要でしょうか。
A6-2	決算期間内に共済証紙受払簿の払出（下請へ交付）に記載されたもの全てとなります。

Q6-3	決算日をまたいでいる工事（まだ終わっていない工事）のものでよいですか？ それとも終了した工事の中での一番大きな金額のものですか？
A6-3	決算日をまたいでいる未完了の工事で問題ありません。 下請への現物交付のうち、決算期間内に終了している払出分のみで結構です。

Q6-4	決算期間内は一次下請として工事を行っており、元請工事をしていませんでした。 元請から交付された共済証紙を二次下請に交付していましたが、本報告書の提出は必要でしょうか。
A6-4	提出の必要はありません。 本報告書については元請として工事に携わった事業者のみが提出することとなります。

Q6-5	最も金額の大きい工事について、下請が他退職金制度や自社退職金制度を活用しており、共済証紙の現物交付対象となりませんでした。 この場合、次点で金額の大きい工事分を提出しても良いですか？
A6-5	下請に共済証紙を交付した工事が提出対象となります。 決算期間中に、下請に共済証紙を現物交付した中で最も請負金額の大きい工事の報告書を提出してください。

Q6-6	「決算期間内において最も請負金額の大きい工事」がJVの工事だった場合は、JV工事のものを提出してもよろしいでしょうか？
A6-6	JVですと複数企業により出資割合に応じて共済証紙を購入していただいているかと思えます。 自社の決算期間中に一番大きい工事がJV工事であれば、その工事のものをご提出ください。その際、JV名だけでなく、共済契約者名を併記していただきますようお願いいたします。 ※自社で負担（購入）していない共済証紙金額（代表企業が一括購入し、構成企業に提供するケース）については、購入要件を満たしていないため提出対象外となります。

Q6-7	本様式は使用しておらず、別の様式を使用しています。 普段から使用しているものでも良いですか？
A6-7	建退共本部ホームページで公開している様式（建退共事務受託様式第2号）の記載内容を網羅していれば問題ありませんが、不足事項があると加入・履行証明書が発行できない場合もございます。 お気になる点があれば、建退共秋田県支部にお問い合わせください。 (TEL018-823-5495)